

BOI 日本事務所より情報提供


この度、新型コロナウイルス感染症に罹患された方々には謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早いご回復を心よりお祈り申し上げます。

タイ投資委員会（BOI）は、タイへの投資を支援するタイ政府首相府傘下の投資誘致機関として日常的に情報提供、投資相談を承っております。セミナー開催等を通じた直接の情報提供を今しばらく自粛すべき状況を鑑みまして、今後数回にわたり、メールマガジンなど協力機関の媒体を活用させていただきながら、企業の皆様に最新のタイの投資環境を伝える情報便をお届け致したいと存じます。各社状況が異なることと存じますが、ぜひ今後の進出・拡大投資の検討材料として、同情報便をご活用いただければ幸いです。


第二便 タイトル

タイ投資委員会（BOI）は 2020 年 1 月より 東部経済回廊（EEC）新恩典パッケージを開始

2020年1月より
**東部経済回廊（EEC）
新恩典パッケージ**




チャチュンサオ県、チョンブリー県、
またはラヨーン県に立地する
プロジェクトが対象



申請期間：
2020年1月2日～
2021年12月最終営業日

工業団地・奨励されている工業区 内外問わず、全EECエリア		特定の立地条件による追加恩典	
技術・イノベーション 開発事業(8類) 基本恩典 法人所得税の免除: 10年間	+ 人材開発がある場合 の追加恩典 法人所得税の免除: 2年間	+ 対象地域に立地する場合の追加恩典 EECI / EECa / EECd / EECmd 法人所得税の 免除:1年間	工業団地・工業区 法人所得税の 免除:1年間 または 免除:1年間
ナレッジベースの事業 (A1・A2グループ) 基本恩典 法人所得税の免除: 8年間	+ 人材開発がある場合 の追加恩典 法人所得税の 50%減税:3年間	+ 対象地域に立地する場合の追加恩典 EECI / EECa / EECd / EECmd 法人所得税の 50%減税:2年間	工業団地・工業区 追加恩典 なし
高度技術を使用する事業 (A3グループ) 基本恩典 法人所得税の免除: 3年間	+ 人材開発がある場合 の追加恩典 法人所得税の 50%減税:3年間	+ 対象地域に立地する場合の追加恩典 EECI / EECa / EECd / EECmd 法人所得税の 50%減税:2年間	工業団地・工業区 法人所得税の 免除:1年間 または 免除:1年間

各種の事業の詳細は投資委員会ガイドを参照してください。
<https://www.boi.go.th/un/guides>からダウンロードもしくはQRコードからアクセス



タイ投資委員会 投資サービスセンター

要旨：

東部経済回廊（EEC）における新たな投資奨励措置

チャチュンサオ県、チョンブリー県およびラヨン県の EEC3 県内における対象事業への投資および奨励企業における人材開発への参加を促進させることを目的とする。

EEC 地域開発は政府によるタイランド 4.0 実現に向けた主要政策の一部であるため、指定域内において対象産業に投資するプロジェクトは従来より高い恩典が付与される。

恩典付与対象プロジェクトの条件

東部経済回廊（EEC）における投資奨励措置に基づく恩典を申請できるプロジェクトの条件は以下の通り。

1. 対象の事業を行うこと
2. チャチュンサオ県、チョンブリー県、またはラヨン県に立地していること

※申請期限は 2021 年 12 月の最終営業日までとする。但し特定産業のための地区および工業団地・奨励されている工業区に立地する場合、申請期限は設けない。

対象事業とは

投資奨励業種表における A1、A2 および A3 グループ事業、そして 8 類の事業とその支援事業を対象事業とする。これらは高度技術を使用し、タイ国の競争力の向上および国の発展に重要とされる業種である。（但し、事業所の立地が不明確な事業や事業所の立地条件がチャチュンサオ県、チョンブリー県およびラヨン県以外の事業など、投資委員会事務局が本措置に基づく恩典が付与されないと定めている業種は対象外とする。）各対象事業の詳細はタイ国投資委員会ガイド(2019 年版 <https://www.boi.go.th/un/guides>)をご参照のこと

追加恩典の基準

(1) 人材開発がある場合

教育機関との協力(職業統合学習 (WiL)・協同教育・デュアル職業訓練)、または投資委員会が同意した科学・技術分野におけるタイ人の人材開発のための協力など定められた形態の協力を有すること、職業訓練のために学生を受け入れる協力計画を提出し、トレーニング参加人数が全従業員の 10%以上、または 40 人以上であること

(2) 特定産業のための地区および工業団地・奨励されている工業区に立地する場合

東部経済回廊イノベーション地区 (EECi)、東部航空都市 (EECa)、デジタルパーク・タイランド (EECd)、タマサート (パタヤ) メディカルハブ (EECmd)の特定産業のための地区または、工業団地・奨励されている工業区にプロジェクトを立地する場合、投資委員会が定めた通り、立地による追加恩典が付与される。

※どちらか一つの基準、あるいは両方の基準に基づく追加恩典を申請することが可能。

両方の追加恩典が承認された場合、両方の恩典を受けられる。

対象事業	基本恩典	人材開発がある場合	追加恩典				工業団地・奨励されている工業区
			対象地域に立地する場合				
			EECi	EECa	EECd	EECmd	
技術・イノベーション開発事業(8類)	法人所得税の免除 10年間	法人所得税免除期間を 2年間追加する	法人所得税免除期間を 1年間追加する				法人所得税免除期間を 1年間追加する
ナレッジベースの事業(A1・A2グループ)	法人所得税の免除 8年間	法人所得税の50%減税期間を 3年間追加する	法人所得税の50%減税期間を 2年間追加する				-
高度技術を使用する事業(A3グループ)	法人所得税の免除 5年間						法人所得税免除期間を 1年間追加する

BOI 布告：

https://www.boi.go.th/upload/content/No.2_2563JP.pdf

BOI のホームページ：

<https://www.boi.go.th/ja/index/>

お問い合わせ先：

本情報便の内容についてのご質問、タイ進出に関するご相談がごありの方は、ぜひお気軽に下記のタイ投資委員会（BOI）東京事務所またはタイ投資委員会（BOI）大阪事務所までご連絡を頂ければと存じます。

BOI 東京事務所

タイ王国大使館経済・投資事務所

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-11-3 福田ビルウエスト 8 階

Tel. : 03 3582 1806

E-mail : tyo@boi.go.th

BOI 大阪事務所

タイ王国大阪総領事館

〒541-0056 大阪府大阪市中央区 久太郎町 1-9-16 バンコク銀行ビル 7 階

※BOI 大阪事務所の管轄エリアは、関西、中国および四国

Tel. : 06 6271 1395

E-mail : osaka@boi.go.th
